

年金検定1級を取得するメリットと試験対策について

年金検定は、公的年金等に関する専門的・実務的な知識を身につけていることを証明する、一般社団法人日本金融人材育成協会主催の検定試験です。

本検定試験では、老齢年金の全体像はもとより、障害年金及び遺族年金の支給要件や、年金額の計算、また公的医療保障の基礎についても問われますので、より幅広く深い知識が求められ、本検定試験に合格し得る知識を習得することにより、金融機関においては年金相談や公的年金の新規口座獲得に関わる相談スキルの向上に、また社労士やFPなどの実務に就いている方にとっては業務の拡大に繋げることができます。

○ 年金検定1級試験

出題形式

空欄補充(CBT方式) 金額計算、空欄補充などの約10題(各題につき小問が2問程度)

合格基準

満点の60%以上(試験委員会にて最終決定)

出題範囲

- ・公的年金制度の仕組み(被保険者、標準報酬、保険料、被用者年金制度の一元化等)
- ・年金給付の支給要件・年金額の計算(老齢年金の繰上げ・繰下げ、在職老齢年金の計算等を含む)・裁定請求手続き等
- ・離婚時の年金分割
- ・確定拠出年金
- ・確定給付企業年金
- ・国民年金基金
- ・医療保険(健康保険、後期高齢者医療制度)
- ・介護保険(給付の仕組み等)
- ・年金に係る税金
- ・その他(年金生活者支援給付金等)

試験日 2024年7月1日(土)～2025年6月30日(日)

試験時間 120分

次の事例の設定に基づいて、【問1】及び【問2】の間に答えなさい。

花子さん（昭和35年5月1日生まれ）と太郎さん（昭和29年7月18日生まれ）の公的年金の加入歴は次の通りである。現在は、すでに子供は独立しており夫婦2人暮らしである。

【花子さんの公的年金制度の加入歴】

昭和55年4月～昭和58年3月…加入記録なし（大学生）

昭和58年4月～昭和61年3月…加入記録なし（無職、昭和59年6月に太郎さんと結婚）

昭和61年4月～平成19年3月…第3号被保険者

平成19年4月～平成20年6月…第1号被保険者（保険料未納）

平成20年7月～平成24年6月…第1号被保険者（保険料4分の1免除期間、追納していない）

平成24年7月～平成27年6月…第1号被保険者（保険料半額免除期間、追納していない）

平成27年7月～平成30年6月…第1号被保険者（保険料4分の3免除期間、追納していない）

平成30年7月～60歳到達月の前月…第1号被保険者（保険料納付済期間、付加保険料を納付）

60歳到達月～令和6年3月…任意加入被保険者（保険料納付済期間、付加保険料を納付）

【太郎さんの公的年金制度の加入歴】

昭和52年4月から平成19年3月末日まで民間会社に勤務し（厚生年金保険に加入）、退職後は、自営業を営んでいる。現在、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給中である。

【問1】 花子さんが65歳から受給することができる老齢基礎年金に係る下記の文章の空欄に当てはまる数字を、設問の設定を踏まえて答えなさい。なお、数字又は金額を答えるに当たっては、すべて半角で解答し、カンマは使用不可とする。以降の間において、すべて同様である。

例) 6 60 123456、24489600 など

花子さんは、合算対象期間を（①）月有するが、この期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に反映される。

花子さんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額は（②）円である。

【参考（生年月日ごとの振替加算額）】

生年月日	振替加算額（年額）
・昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	59,227円
・昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	21,836円

①： _____

②： _____

【問2】 花子さんは、老齢基礎年金の増額方法について相談をしたところ、令和6年4月以降も引き続き国民年金に任意加入をすること、過去の保険料免除期間について追納保険料を納付することを勧められた。これらの増額方法を実行した場合における下記の文章の空欄に当てはまる数字を答えなさい。

仮に、花子さんが令和6年4月に追納の承認を受け、納付可能な追納保険料をすべて納付し、さらに、令和6年4月から65歳に達するまで引き続き国民年金に任意加入をし、滞納することなく保険料を納付（付加保険料も納付）した場合、花子さんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は（③）円、付加年金の額は（④）円となる。

③： _____

④： _____

解答・解説

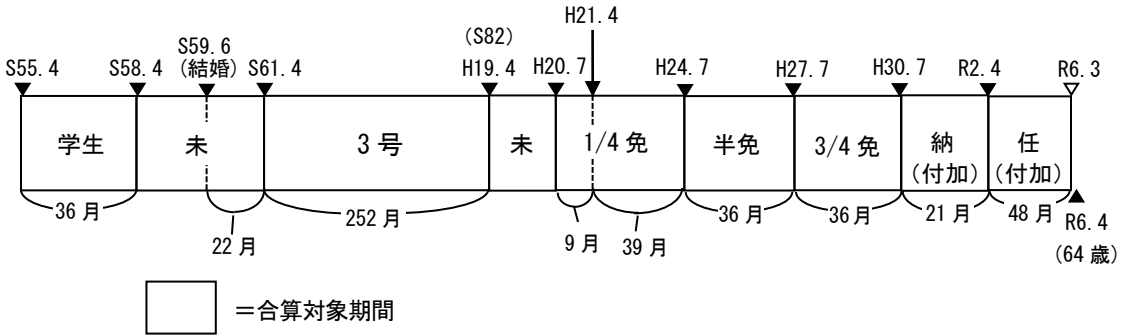
【問1】

[解答]

①：58

②：722449

[解説]



保険料納付済期間…252月 + 21月 + 48月 = 321月

保険料4分の1免除期間…48月 [9月 (~H21.3)、39月 (H21.4~)]

保険料半額免除期間…36月

保険料4分の3免除期間…36月

合算対象期間…58月

花子さんの老齢基礎年金の額の計算において、保険料4分の1免除期間のうち、平成20年7月から平成21年3月までの9月については「6分の5」を、平成21年4月から平成24年6月までの39月については「8分の7」を乗じて得た月数で計算される。

$$\boxed{816,000 \text{ 円}} \times \frac{321 \text{ 月} + 9 \text{ 月} \times \frac{5}{6} + 39 \text{ 月} \times \frac{7}{8} + 36 \text{ 月} \times \frac{3}{4} + 36 \text{ 月} \times \frac{5}{8}}{480 \text{ 月}}$$

≒ 700,613円

太郎さんは、厚生年金保険の被保険者期間を240月以上有しているため、太郎さんの老齢厚生年金には、花子さんを加算対象とする加給年金額が加算されている。花子さんが65歳に達したときに加給年金額の加算は終了し、花子さんの老齢基礎年金に振替加算額が加算される。したがって、花子さんが65歳から受給できる老齢基礎年金の額は、「700,613円 + 21,836円 = 722,449円」である。

【問2】

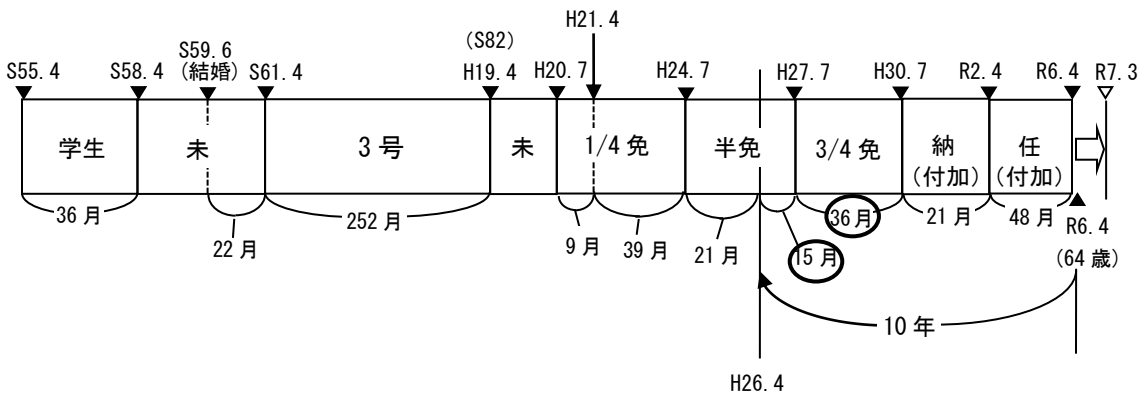
〔解答〕

③：772174

④：16200

〔解説〕

追納することができるのは、平成26年4月以降の保険料免除期間に係る保険料であり、平成26年4月から平成27年6月までの保険料半額免除期間、平成27年7月から平成30年6月までの保険料4分の3免除期間に係る保険料について追納し、さらに引き続き65歳まで任意加入被保険者として保険料（付加保険料を含む。）を納めた場合、前記の老齢基礎年金の計算式中、保険料納付済期間は384月、保険料半額免除期間は21月となる。



$$\boxed{816,000 \text{ 円}} \times \frac{384 \text{ 月} + 9 \text{ 月} \times \frac{5}{6} + 39 \text{ 月} \times \frac{7}{8} + 21 \text{ 月} \times \frac{3}{4}}{480 \text{ 月}} \doteq 750,338 \text{ 円}$$

$$750,338 \text{ 円} + 21,836 \text{ 円} = 772,174 \text{ 円}$$

$$\text{付加年金の額} \cdots 200 \text{ 円} \times 81 \text{ 月} = 16,200 \text{ 円}$$

○ 年金検定1級合格に取り組むことのメリット

専門性を高めることができます。場所は年金事務所かもしれませんが、金融機関で働く方であれば職場ということになるかもしれませんが、年金の相談に窓口を訪れる方は年金の仕組みがわかりません。

断片的な情報しか持ってこない相談者からの確に必要な情報を引き出し、適切かつスムーズに必要な情報提供ができる力が身に付きます。

それにより、相談者（金融機関の方であれば顧客）との信頼関係が高まるでしょう。これが、資格取得に係るメリットと言えます。